

平成27年 第6回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成27年5月28日(木)

平成27年 第6回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成27年5月28日(木) 午後3時00分～
 - 2 場所 小林中央公民館 第2階集会室
 - 3 出席委員 大部菌智子 山中悦郎 大角安子 中屋敷史生
 - 4 参与職員 山下康代 脇村一也 指宿敏郎 河野康男
(調整職員) 野口健史
 - 5 説明職員 古沢博文 岩切 淳
 - 6 会議内容
- 開会 15:00

大部菌職務代理者 皆様、こんにちは。

本日は、岩崎委員長が欠席ですので、小林市教育委員会会議規則第3条第1項、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、職務代理者がその職務を行う。」の規定により、私の方で本日の委員会を進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会を宣言いたします。

平成27年5月18日付教育委員会告示第11号で招集いたしました平成27年第6回小林市教育委員会定例会、本日の出席委員は4名です。

本日の会議は、告示並びにお手元に配付の会議次第のとおりであります。

それでは、会議次第「3. 会議録の承認」、「4. 教育長報告」を終わります。議事に入ります。

大部菌職務代理者 5、報告第7号平成27年度小林市奨学生の決定について、事務局より報告をお願いいたします。

山下部長 それでは、報告第7号平成27年度小林市奨学生の決定について、ということでご報告いたします。

平成27年度小林市の奨学生については、去る5月8日に奨学生選考委員会を開催いたしました。選考委員は、小林中、細野中、東方中それぞれの校長先生、並びに知識・経験を有する方として民生委員の代表の方においてをいただきまして、4名でやっていただいております。成績、素行、家庭について審査をいただきました。その結果、資料に載せております申請

があった6名の方全員が、ふさわしいということで決定をいただいたところであります。5月19日には対象者説明会ということで、全員の子どもさんは来なかったんですけども、子どもさんと保護者の方が来られまして、奨学金制度の概要とか、目的とか、償還についてお話をさせていただいたところです。以上です。

大部菌職務代理人 ありがとうございます。

この件で何か質問や、お尋ねしたいことはありませんか。(なし)

すみません、私からいいですか。

奨学金の償還はスムーズにっていますでしょうか。

山下部長 貸与・償還状況ということで。

大部菌職務代理人 そうです。

山下部長 今現在、滞納繰り越しというか、本当はもう返さないといけなかったんですけど年度をまたいで滞納をされている方が、現在のところ、未納状況として82件の601万4,000円あります。それと、現年度ということで26年分になるんですけども、29件の102万7,000円ということで償還がされていない状況であります。以上です。

大部菌職務代理人 ありがとうございます。

他にございませんか。

中屋敷教育長 それの対応については、どういうふうに対応しているのかということなんですけど、確認したほうがいいと思います。

山下部長 随時、滞納者に連絡をしたり、または保証人の方に連絡をしたりということで対応はしているところなんですけれども、なかなか長く払えていない方たちもいらっしゃいますので、常時根気強くと言ったらあれなんですけれども、随時取っていききたいなと思っております。

野口 補足をしていいですか。

過年度が80数件ということだったんですが、件数としては。ただ、大学と高校と両方借りている方とかもあるので、人数としては24、5名が滞納繰り越しになっている状況ですね。26年度償還でもいらっしゃるわけなんですけども、そこに同じ人がいたり、できるだけ新しい滞納者をつくらないように現年分をとにかく納めていただいて、繰り越しにつながらないよ

うな取り組みというのもしているところですよ。逆に繰上償還されたものも
あります。

中屋敷教育長 わかりました。ありがとうございました。

山下部長 法的な手段を取るという方法もあるんですけども、その手続をするのに
法的な手続をするお金の方が返してもらった額よりもかかるというケースも
ありますので、やっぱり根気強く少しずつでも返してもらった方がいいと
いうことで、法的手段などにはまだ至っておりません。

大部菌職務代理者 分かりました。ありがとうございます。

他にございませんか。(なし)

ないようですので、次に議案に入ります。

大部菌職務代理者 議案第40号小林市地方創生応援！！子育て支援商品券交付事業実施
要綱の制定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

山下部長 では、議案第40号小林市地方創生応援！！子育て支援商品券交付事業実
施要綱の制定についてということで、これにつきましては、まだ要綱とい
うか、案なんですけれども、説明をさせていただきます。

まだ(案)で載せておりますが、今、総務課の文書法規の方にチェックで
上げている段階で、総務課の方からちょっと議案のことがありまして、ま
だ終わっていませんので、今日の段階で、まだ案ということでよろしくお
願いいたします。今、子育て支援商品券については、準備を始めていると
ころなんですけれども、実施要綱ということで定めておいた方がいいだろ
うということで、要綱(案)を作成しております。主なところだけお伝え
したいと思います。後のその他で法規関係については詳しくお話をさせて
いただきますので、この要綱のことだけを少しお話しさせていただきます。
まず、第1条が目的なんですけど、第2条定義のところ、第3項、交付対
象者というところをご覧ください。

交付対象者といたしましては、①基準日時点で、5月1日が基準日になる
んですが、市に住民票のある保護者、かつ、市内の小・中学校に学籍のある
児童生徒の保護者ということが第1の交付対象者になります。

②が、基準日時点で市に住民票のある保護者で、児童生徒が市外に進学し
ている者。ただし、単身赴任により市に住民票のある保護者を除くとして

おります。

③のその他、教育委員会が必要と認める者、これにつきましては、私たちが想定をしていないようなケースが、もし、あった場合はその方を排除する訳にはいきませんので、ここの部分で拾っていきたいなと思っております。商品券額は、児童生徒1人つき2万円としております。

第8条になります。受領。商品券は、当該交付対象者が受領するものとするということになっております。しかし、この子育て支援商品券の場合は、お父様が保護者になっているところについても、お母様がとりに来られることが多いのではないかなということ想定しまして、第2項で「教育委員会は、前項の規定による受領の際、案内書及び受領書の提出及び公的身分証明書を提示させることにより、当該交付対象者の本人確認を行う」ということで、次の第9条になるんですけれども、代理の受領ということ想定しております。

第1項で、基準日時点において交付対象者の配偶者、第2項で、基準日時点での交付対象者に属する世帯の18歳以上の世帯構成者。これに関しては、一緒に住んでいるおじいちゃん、おばあちゃん等が入ってくるかなというふうに思います。(3)が、親族その他の交付対象者が養育する児童生徒の身の回りの世話をしている者。例えば、おじいちゃんが、子どもさんの世帯主というか、養育者になっている世帯とかもありますので、ここの部分で拾っていかうかなと思っております。

それから、第10条なんですが、商品券の交付等に関する周知ということで、商品券の交付事業の開始日、事業の概要については、広報その他の方法による住民への周知を行うということで、6月15日のお知らせで1ページもらいまして、1ページにわたってこの子育て支援商品券のページをもらいましたので、6月15日のお知らせで周知したいなと考えております。

8ページは受領書になります。これは、現在、うちのほうで拾った対象者というのは3,810人ほどいるんですけれども、3,810人にこの受領書を送付いたす予定で、この受領書を持ってきていただいて商品券と交換するというので、窓口の混雑を避けたいなと思っています。この受領

書が無いと交付はできないということで案内をしたいと思っております。

8ページが表（おもて）になります。9ページがこの受領書の裏になるんですけれども、9ページの上に代理受領を行う場合ということで、ここが大分多くなるかなというふうに思うんですが、ここに代理で来てもらった方の名前を書いてもらって、印鑑を押してもらおうと思っております。本人確認と先ほど言いましたけれども、この9ページの一番下に本人確認用提示書類ということで、免許証とか、保険証とか、パスポートとか、それも案内の中で本人確認ができるものを持ってきてくださいというふうな案内をしたいと思っておりますので、ここでチェックをしたいなと思っております。

一応、基本的には受領書を持ってきていただいた方なんですけれども、うちには届かなかつたよという方が窓口にいらっしゃるかもしれません。そのときには交付申請書をお場で書いてもらって、一旦申請書をお預かりして、その場では交付をしないで、うちの方でチェックをして、申請書の確認をして、受領書を送付してお渡しするというので、少し二度手間ということになるんですけれども、そこはちょっと確認をして、本当に学校教育課で作った台帳に載っていないかとか、そういうチェックをして交付したいなということで、そういう手順でやっていきたいと思っております。

交付期間とかというところの部分は、後のその他の部分で説明をさせていただきます。要綱については以上です。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。

これより質疑をお受けいたします。何かありますか。

中屋敷 教育長 第9条、代理による受領の（3）のところですね、親族その他の平素から交付対象者が養育する児童生徒の身の回りの世話をしている者。自然に考えれば、親がおじいちゃん、おばあちゃんに頼んだという話なんだと思うんですけど、それが確認できるかどうかということも考えられて、例えばそういう書類等があつて、おじいちゃん、おばあちゃんがお金が必要なのでぱっと持っていくということもあり得るわけですね。そのところはどうかするのかなという素朴な考え方なんです。

山下 部長 受領書を送付しておりますので、受領書をおじいちゃん、おばあちゃんに

頼んでということでは私たちのほうではちょっと確認はできないかなと
いうことで、その代理受領を行うところの部分に交付対象者との関係とい
うところで、祖父とか祖母とかいうところではちょっと確認ができない
かなとは思っています。

それと、おじいちゃん、おばあちゃんと、それから、例えばお父さん、お
母さんが何らかの状態、学籍簿にはお父さんの名前で載っているだけで
、面倒はおばさんが見ているというようなパターンも出てきましたので、
その場合も、この（3）の親族その他というところから出てくるかなと思っ
ております。

中屋敷教育長 9ページの4のところから出てくるわけですね。代理受領を行う場合は、お
じいちゃんかおばあちゃんの名前を書いて、その受領を委任しますという、
ここで文が出るので、それはもう想定できますね。わかりました。

大部 菌職務代理者 ほかに。

山中委員 取りに来られない方が何人かいらっしゃると思うんですけど、それはまた、
商品券に関しては、もう返還ということになりますか。

山下部長 かなりそれも多い——多いというか、出てくると思います。それで、交付
期間を後で説明するんですけども、その間までにうちの方でチェックが
できますので、誰に交付していないというのができますので、お知らせで
2回ぐらいはもう一回、「取りに来ていらっしゃる方はいませんか」と
いうような広報をしたいと思っております。

それから、使ってもらって初めて地域振興の経済的なそういう、要綱に載
っていますけれども、地域創生に係る経済的負担の軽減とか、それから経
済の活性化というところも使ってもらって初めて出てきますので、「受け取
ったけど使い忘れていませんか」というような広報、お知らせ等も2回ぐ
らいはしていきたいなという計画をしております。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

広報でお知らせをされると思うんですけど、常会に入っていない方がいら
っしゃるんですね。そういう方は、多分、広報紙は目にするのがないので、なるべく郵送で送って、確実にご本人の方に渡って、その券が手元
に来るように、漏れのないようにチェックしていただきたいなと思ってい

ます。

山下部長 わかりました。

大部菌職務代理者 よろしく申し上げます。

他、ございませんでしょうか。(なし)

質疑がないようですので、採択してよろしいでしょうか。(はい)

それでは採択いたします。

議案第40号小林市地方創生応援！！子育て支援商品券交付事業実施要綱の制定については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は承認されました。

大部菌職務代理者 次に、議案第41号小林市公民館設置条例施行規則の一部改正について、議案第41-2号小林市公民館使用料の減免に関する細則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

脇村課長 それでは、議案第41号小林市公民館設置条例施行規則の一部改正について、提案いたします。

小林市公民館設置条例施行規則の第4条、公民館利用申請書と許可書の様式の一部を貸し出しの実態に合わせるために改正するものでありまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

様式1号の申請書と右側のページにあります様式2号の許可書が複写式になっておりまして、上の表の1段目の右から3つ目のマスに「実習室」とございますが、下の表のとおり「調理実習室」へ名称の変更、それから、入場料を取るような貸し出しがございませんので、3段目の一番左の——上の表ですけど——「入場料徴収の有無」を、下の表の3段目です、「参加料徴収の有無へ」、それから横に1マス飛びまして、「入場料金額」を「1人当たりの参加料金額」へ、それと、一月単位の申請の利便のために一度に4回の借用ができるように、下段の利用期日の枠を1つふやすものであります。

次に、議案第41-2号でございまして。

小林市公民館使用料の減免に関する細則の一部改正について。これにつきましては、細則の第4条、公民館使用料減免申請書と許可書の様式の一部

を改正するもので、教育委員会の承認を求めるものであります。

様式1号の申請書と様式2号の許可書が複写式になっております。上の表の1段目の右から3つ目、利用場所の変更ですが、「実習室」から下の表のとおり「調理実習室」、そして先ほどの議案と同じになりますけれども、一月単位の申請の利便のために利用期日の枠を1つふやすものでございます。説明は以上です。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑をお受けします。何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。(なし)

これは様式の変更ということですね。

それでは、採択してよろしいでしょうか。(はい)

それでは採択いたします。議案第41号小林市公民館設置条例施行規則の一部改正について、議案第41-2号小林市公民館使用料の減免に関する細則の一部改正については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。

(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号、議案第41-2号は承認されました。

大部 菌職務代理者 続きまして、議案第42号小林市勤労青少年ホーム管理運営規則の一部改正について、議案第42-2号小林市勤労青少年ホーム使用料の減免に関する細則の一部改正についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。お願いいたします。

脇村 課長 議案第42号小林市勤労青少年ホーム管理運営規則の一部改正について、提案をいたします。

小林市勤労青少年ホーム管理運営規則の第6条の利用申請書と許可書の様式の一部を改正するものでございまして、教育委員会の承認を求めるところでございます。

様式3号の申請書、様式4号の許可書が複写式になっております。上の表の1段目の右から2つ目、利用場所名称を「料理講習室」から下の表の「講習室」へ、3段目の一番左のほうは「参加料の徴収の有無」となっておりますが、「の」をぬきまして、「参加料徴収の有無」に変更でございます。

そして、一月単位の申請の利便のために利用期日の枠を1つ増やすもの
でございます。

続きまして、議案第42-2号小林市勤労青少年ホーム使用料の減免に関
する細則の一部改正についてでございます。これにつきましても、複写式
になっておりまして、申請書、許可書の名称、それから枠の追加というこ
とで変更するものでございます。説明は以上です。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑をお受けします。何かございますでしょうか。(なし)

これも様式の変更ということで、採択してよろしいでしょうか。(はい)

それでは、採択いたします。

議案第42号小林市勤労青少年ホーム管理運営規則の一部改正について、
議案第42-2号小林市勤労青少年ホーム使用料の減免に関する細則の一
部改正についてを原案のとおり採択することでご異議ありませんか。

(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号、第42-2号
は承認されました。

大部 菌職務代理者 続きまして、議案第43号小林市放課後対策運営委員会委員の委嘱に
ついてを上程します。事務局の説明をお願いします。

脇村 課長

議案第43号小林市放課後対策運営委員会委員の委嘱について、提案いた
します。子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づく
りを推進するため、放課後対策運営委員会を設置し、放課後子ども教室と
放課後児童クラブの運営方法等を検討する会でございます。小林市放課後
対策運営委員会設置要綱第3条に基づく委員の委嘱について、教育委員会
の承認を求めるものがございます。行政3名、放課後子ども教室関係者5
名、放課後児童クラブ関係者10名、学識経験者1名、学校関係者2名、
計21名を委嘱するものがございます。説明は以上です。

大部 菌職務代理者 説明が終わりました。ありがとうございます。

これより質疑をお受けします。何かありますか。ありませんでしょうか。

中屋敷 教育長

確認の意味で、ですけれども、メンバーはもうこれでわかりましたけども、
この放課後対策運営委員会の役割と、それから、この会は何回ぐらい年間
を通して行われるのかというのを教えてください。

脇村課長 別資料で前回の委員会で要求のあった資料をお配りしているかと思います。小林市放課後子ども教室推進事業安全管理マニュアル、それと両面コピーになっております横刷りのものがあるかと思うんですけども、この横刷りで説明をします。マニュアルの最後についているかと思うんですが、横向きに掲載した分ですが、まず、南部教育事務所主催の研修会が年に1回あるということで、全スタッフを対象に年1回参加をしております。また、27年度からは、全スタッフを対象に市独自の研修会を開催する予定にしております。昨年は、児童クラブを運営しているNPO法人が研修会を開催したということで、11月、2月の2回参加をしたという実績のようでございます。あと、情報交換会ということで、小林市放課後対策運営委員会を昨年の11月に開催していますけども、今年も実施する予定です。それから、今年度より、5カ所のコーディネーターと定期的に情報交換会を開催する予定ということで、回数が確定したものではございませんので、そのような記載がしてあるところがございます。以上でよろしいでしょうか。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。他に何かありませんか。(なし)
質疑がないようですので、採択してよろしいでしょうか。(はい)
それでは、採択いたします。
議案第43号小林市放課後対策運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。(異議なし)
異議なしと認めます。よって、議案第43号は承認されました。

大部 菌職務代理者 続きまして、議案第44号小林市社会教育委員委嘱についてを上程します。事務局の説明をお願いいたします。

脇村課長 議案第44号、社会教育委員の委嘱について提案いたします。
本議案につきましては、前回も提案をさせていただいたところがございますけれども、PTA協議会総会と家庭教育学級運営委員会が開催をされまして、会長等が変更になりました。それで、委員の委嘱について教育委員会の承認を求めるものでございます。市PTA協議会会長・神之菌寿氏、それから小林市家庭教育学級運営委員長・立山洋美氏を前任の後任として委嘱をするものでございます。以上です。

大部菌職務代理者 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。何かございますか。ないでしょうか。

(なし)

これは会長等が変更になったということでの……。

脇村課長 そうです。

大部菌職務代理者 わかりました。

それでは、採択してよろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案第44号小林市社会教育委員委嘱については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。(異議なし)

異議なしと認めます。よって、議案第44号は承認されました。

大部菌職務代理者 議案第45号市議会6月定例会の議決を経るべき議案の原案の承認についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

山下部長 それでは、議案第45号の市議会6月定例会の議決を経るべき議案の原案の決定についてをご提案申し上げます。

まず、私のほうから学校教育課に関する部分を提案いたします。

学校教育課といたしましては、6月補正で小学校副担任講師配置事業費442万5,000円と小学校県指定研究校配分経費28万円を提案するものです。副担任については、市の一般財源になります。442万5,000円。それから、小学校県指定研究校配分経費28万円については、県の委託金を全て28万円いただいて、28万円の事業を組むことになります。少し詳しくお話しいたします。

まず、小学校副担任講師配置事業費であります。簡単に結論を言いますと、当初予算で12人組んでいた副担任の人数が4月の段階で14人になったということで、2人の追加になるということです。

詳しくちょっと説明をさせていただきますと、四角の黒、当初予算要求時点11月1日とありますが、この時点では12名の予定でしたので、12名の予算を組んでおります。しかし、教職員配当基準日というのが3月18日にありまして、4月1日からの配置を考えるわけですが、この時点で9名になりました。4月1日からの配置は、実際9人でスタートをいたしております。そして、4月6日、これが始業式の前日で、県に報告をする

教職員配当基準最終決定日が4月6日なのですが、この時点で計画をしたところ、14名の配置になりました。それで、4月分は結局9名でスタートいたしておりますので、この時点で5名不足ということになりましたので、4月に再度5人の募集をいたしまして、4月中に5人決定をいたしまして、5月1日からは14名で配置をしております。

それで、その計算方法といたしましては、4月1日では9名の配置の予算でこれだけ、12カ月の9名ですね。5月1日からの配置の人は、11カ月分の5人の金額になりますので、これを足したのが3,297万、①になります。当初予算で組んだ②の2,916万という額があるんですが、これを差し引いたのが381万円ということで、今回のこの補正になります。これに付随しまして保険料とか社会保険料がつきますので、補正額といたしましては442万5,000円の額になっております。少し複雑なんですけれども、これが学校教育課の分になります。

もう一つ、小学校県指定研究校配分経費ということで、小学校体育活動推進校ということで、永久津小学校が、今度、県の指定を受けました。この内示が来たのが3月末でしたので、当初予算には間に合いませんでしたので、今回補正で上げるものであります。

これについては、36ページに予算の内訳がありますが、28万円のうち先進校視察研修が5万5,000円、これは、一応、永久津小学校のほうから、今、計画書が上がってきているんですけれども、東京都の学芸大附属小学校に1人視察に行く計画がされているようです。それから、体育用具等の購入ということで、ストップウォッチ、ミニハードルセット、竹馬セットというのが組んであります。それから、体育用具等の購入ということで、児童用マット、ストライクボード、ハードル等が予算で組んであるようです。県の指定を受けたということで、永久津小学校が決まったということの予算であります。以上です。

大部 菌職務代理者 ということです。次、保健体育課ですね。

指宿課長 保健体育課分でございますが、38ページのほうをお開きいただきたいと思います。

事業といたしましては、社会体育施設整備事業費といたしまして213万

2, 000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、今回、総合運動公園の陸上競技場内に設置をしておりますハードルを更新するものでございます。

詳しくは、内訳といたしまして、小学生用のハードルを54台、そして、そのハードルを競技場内で運搬するんですけれども、その運搬車を6台、合計213万2,000円を計上させていただきました。財源といたしましては、スポーツ振興のくじ助成金をいただくことが4月に決定いたしましたので、今回の6月補正ということで上げさせていただいております。よろしく願いいたします。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。説明が終わりました。これより質疑をお受けしたいと思います。

まず初めに、学校教育課の方について何かご質問はございますか。

山中委員

この人数が12名から9名に変わり、14名に増えたということなんですが、こんなに頻繁に変わるもんなんだろうかと、より学校を良くするために増えているとは思いますが、減ったのもちょっと気になる場所なんですが、そのへんをお願いします。

河野指導監

副担任制の人数の決定についてということだと思いますので、それにお答えしたいと思います。まず4月1日スタートで9名ということ、それについては、副担任を配置する基準として36名以上の学級に配置するという基準で、今年度、進めておりますので、その基準でいったときに、4月1日現在で、転出入を考えたときに、確実にもうその人数、36を下回らないという確定を、もう恐らく間違いないだろうというところが9あったというふうにお考えいただければと思います。

そして、あと転出入で、例えば転出が多くある地域、学校というところもありますので、そこを加味した時に、36名より人数が下がってしまう学級があったりとか、あるいは40人を超えてしまえば、また1クラスの人数は少なくなりますので、そういうふうには確定できない学級が幾つかありました。それは保留という形で、宮崎県の教職員の定数は、いつ最終的に決定されるかということ、始業式前日の人数で教職員の定数も確定しますので、それとあわせて、その始業式前日の人数で確定をするということで、そ

こで36人になっている学級に配置するというので、5学級が追加されたという形になります。そういった経緯でございます。以上です。

大部菌職務代理者 ありがとうございます。

山中委員、よろしいでしょうか。

山中委員 はい、わかりました。

大部菌職務代理者 他に、ございませんでしょうか。

すみません、私からちょっと質問なんですけど、これが去年導入されて子どもたちの様子とか、あと保護者からは、すごくいいですよという話は聞いたんですけど、委員会の方には何かそういう報告はありますか。

河野指導監 それにつきましては、聞き取りというような状況の段階なんですけれども、学校側としては、校長先生方、担任の方からは、非常に一人一人の人数が多い学級について、きめ細かな指導ができる、目が行き届きやすくなったということや、学級事務等、そういった業務の軽減というようなことにも繋がっているということをお聞きしております。

これにつきましては、しっかりとした検証をする必要があると思っておりますので、配置している各学校についてまた調査をしまして、そのことを元に、配置している校長先生方の集まる会を計画したいと考えております。そして、その中で、どういった成果があるのかということと、今後改善すべき点は何なのかというふうなところについて洗い出しを行って、次年度、また、方向性等をしっかりとしたものにしていきたいと考えております。以上です。

大部菌職務代理者 ありがとうございます。

学校教育課については、他にございませんか。よろしいでしょうか。(なし)
保健体育課の補正について、何かございませんか。

中屋敷教育長 確認ですけど、このスポーツ振興くじ助成金は非常にありがたいものだと思ってるんですけど、昨年はフィールドのコースを張りかえたんですかね。

指宿課長 はい。

中屋敷教育長 そうですよ。これもこの助成金でしたんですよ。

指宿課長 はい。

中屋敷教育長 そうすると、小林は、もう2年連続これが通っているんですかね。この助成でいただいているということで非常にありがたいんですけど、この助成をもらう、例えば今度は小学校のハードルを頂いた訳じゃないですか。これというのは、毎年、小林市教委としては、このことに対してこういうスポーツ用具というものを申請していると、その優先順位というか、方向というのはあるわけですかね。

指宿課長 小林市としての優先順位ということですか。

中屋敷教育長 はい、そうです。毎年上げていくのであれば。

指宿課長 今回のハードルと別の器具についても申請をした経緯がございます。その中でハードルが認められたと。それで、小林の優先順位については、大変申しわけありません、それを優先順位で出すのか、それとも、もう一緒に出すのか、それについてはちょっと確認をしていないところです。また確認をしてご報告申し上げたいと思います。

中屋敷教育長 また、確認をお願いしたいと思います。というのは、県大会とか、二巡目の国体とか、いろんなものがあるじゃないですか。その誘致をしたときの練習場とか。だから集中的にやらなきゃいけないものというのがあるのかなとか思ったりもして、各種のスポーツキャンプも含めてなんですけども、こういうことを考えるのはやっぱり保健体育課の業務の内容かなと、今、思いましたので、どこをどのように集中的に整備しているのかというのをひとつ、今後、考えていかなきゃいけないなと思いましたが、質問したところでした。以上です。

指宿課長 ありがとうございます。

スポーツ器具に限らず施設についても、整備計画がどうなっているのか、調べて、またご報告を申し上げます。

大部 菌職務代理者 ほかにございませんでしょうか。(なし)

質疑がないようですので、採択してよろしいでしょうか。(はい)

それでは、採択いたします。

議案第45号市議会6月定例会の議決を経るべき議案の原案の承認については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。(異議なし)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は承認されました。

大部 菌職務代理者 続きますして、議案第46号平成27年度小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

脇村課長 議案第46号平成27年度小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱について、提案いたします。

本議案につきましては、議案第44号と同じく、PTA協議会の総会により会長の変更がありましたので、委員の委嘱について教育委員会の同意を求めるものでございます。神之菌寿会長を前任者の後任として委嘱するものでございます。説明は以上です。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑をお受けします。何かございますか。(なし)

両会長の変更ということでよろしいでしょうか。

それでは、採択してよろしいでしょうか。(はい)

それでは、採択します。

議案第46号平成27年度小林市子ども読書推進委員会委員の委嘱については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は承認されました。

他は何かありませんか。(なし)

以上で、本日予定の議案は全て終了しました。

それでは、次回開催予定ですね。

野口調整職員 はい、来月は25日の予定だったんですが、議会も若干、今回、選挙の都合でずれてきますし、先ほどあったように学校訪問とちょっと被っておりますので、また改めて調整をさせていただきたいと考えております。早目にまたご連絡をさせていただきます。

大部 菌職務代理者 ほかに何もなければ閉会したいと思います、よろしいでしょうか。

(はい)

それでは、閉会を宣言いたします。平成27年第6回小林市教育委員会については、全てを終了いたします。本日はこれで閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 17:28

委員長

委員長職務代理者

委員

委員

教育長

調整職員
